

議員提出第 5 号

困難女性支援法の充実を求める意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 13 条の規定により提出する。

令和 8 年（2026 年）9 月 8 日 提出

提出者 狛江市議会議員 ひらい 里 美
高 木 さとこ

狛江市議会議長
三 角 武 久 様

（提出理由）

困難女性支援法の充実を求める意見書

2024 年 4 月に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、徐々に各自治体で計画策定や独自の女性支援の取り組みが進められつつある。

女性支援法に基づく取組が地域格差なく着実に進むように、女性福祉の現場を担う基礎自治体が当事者・市民・民間団体とともに地域の課題を把握し、計画策定とそれに基づく実質的かつ具体的な施策の推進に向けて、一層の努力を重ねていくことが必要である。

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画」には、「区市町村に対する支援を行うとともに、区市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を働きかけていきます」旨が明記されている。これを踏まえ、東京都が主体となって都内自治体における支援の実態把握調査を定期的の実施し、すでに実施済みの調査結果を含めて都民に公表することが求められている。

国においては、内閣府のDV防止法による支援が厚生労働省の婦人保護事業の活用 に 依 拠 して きた 歴 史 が あ る 。 「 女 性 支 援 室 」 は 厚 生 労 働 省 に 置 かれた が 、 男 女 共 同 参 画 の 担 当 は 内 閣 府 で あ る 。 中 央 省 庁 の 縦 割 り 行 政 が 自 治 体 施 策 に も 影 響 し て お り 、 縦 割 り の 弊 害 解 消 に か か る 調 整 と 連 携 強 化 が 重 要 で あ る 。

現在、厚労省では、2027 年度の見直しに向けて「困難な問題を抱える女性への支援に関する検討会」が開催されている。本法律に基づく施策を各自治体で確実に実行するために、狛江市議会 は 政 府 及 び 東 京 都 等 に 対 し 、 以 下 の 事 項 を 強 く 求 め る も の で あ る 。

記

1. 国や東京都は市区町村の施策推進を後押しする予算措置を含み、自治体間格差是正のための具体的施策を講じること。
2. 国は、女性支援法施行後の変化や現場の課題等を把握するための全国調査を早急に実施し、今後の施策拡充にかかる検討と法改正に向けた議論に活かすこと。
3. 各自治体が、形式的な会議に留まらない、女性支援法に基づく支援調整会議開催の意義を実感できるよう、国が先行する好事例の情報を収集・把握し、全自治体に対して積極的に共有し、実践を広げていくこと。
4. 国及び東京都は、厚生労働省「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」が示す一時保護に関する 8 項目の基

準を改めて周知するとともに、女性相談支援センターにおいて当該基準に基づく保護を徹底すること。

5. 開かれた女性支援と支援の均質化に向けて、国は、女性相談支援員の業務に関連して、「安全確保と情報公開の両立」に関する指針を示すこと。東京都は、各自治体間の経験交流の機会を設ける等の工夫を講じること。
6. 国は、社会福祉を担う厚生労働省と人権・ジェンダー平等を担う内閣府の緊密な連携をはじめ、省庁間の一層の連携強化に努めるとともに、東京都においても、福祉所管と人権男女共同参画所管の連携強化に向けた具体的方策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

令和 8 年（2026 年）10 月 5 日

東京都狛江市議会

令和 8 年 10 月 5 日原案否決

内 閣 総 理 大 臣
厚 生 労 働 大 臣
内閣府特命担当大臣
（こども政策 少子化対策
若者活躍 男女共同参画）
衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
東 京 都 知 事

様